

(2) 大洲市

① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど 	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX： 089-916-6035 E-mail： lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10：00～17：00
障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961	平日 8：30～17：15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	大洲市役所 子育て支援課 子育て支援係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	電話：0893-24-5718 FAX：0893-24-0961	平日 8：30～17：15
障がいのある子ども や発達の気になる子 どもの相談 幼児の言葉の相談・ 指導について	大洲市教育委員会 こども発達支援室 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 大洲総合福祉センター3階	電話：0893-57-9919 FAX：0893-23-9133	平日 8：30～17：15



相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関する事、子育てに関する事について	大洲市役所 子育て支援課 子ども相談係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	電話：0893-24-5718 FAX：0893-24-0961	平日 8：30～17：15
	大洲市教育委員会 教育総務課 学校教育係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	電話：0893-24-1733 FAX：0893-23-5484	
子どもの医療費に関する事	大洲市役所 市民課 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 (医療費)	電話： 0893-24-1713	平日 8：30～17：15
	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 (医療費)	電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961	
手当てや助成について	大洲市役所子育て支援課 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 (児童手当、児童扶養手当等)	電話：0893-24-5718 FAX：0893-24-0961	
	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 (特別児童扶養手当等)	電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961	
難病に関する事	八幡浜保健所健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号	電話： 0894-22-4111(代表) FAX： 0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp	平日 8：30～17：15

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
発達障がいに関すること	大洲市役所子育て支援課 子育て支援係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	電話/FAX： 0893-24-0961	平日 8：30～17：15
	大洲市教育委員会 こども発達支援室 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 大洲総合福祉センター3階	電話： 0893-57-9919 FAX： 0893-23-9133	

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

○2022大洲市「すくすく応援ブック」

……妊娠・出産、子育てに関する各種手続きや相談窓口、公共施設などについて、大洲市の情報をわかりやすくまとめた子育てガイドブックです。冊子をご希望の方は、子育て世帯を中心に、市役所子育て支援課の窓口や児童館・児童センターなどで無料配布しています。また、母子健康手帳交付時にも無料配布していますので、ぜひご利用ください。



URL：<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kosodateshien/42750.html>

○「大洲子育て支援マップ」

……子育てをされる方のお役にたつよう、「大洲市子育て支援マップ」を掲載しています。市内の子育て関連施設やおむつ替えスペース・授乳スペース設置箇所も掲載していますのでご利用ください。



URL：<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/hoken-c/50707.html>

○妊娠がわかったら

……妊娠がわかり、産婦人科等で「妊娠届出書」の発行を受けたら、「母子健康手帳」の交付を受けましょう。健診や妊娠・出産についての相談など、お手伝いをしていきます。

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師が状況をお伺いし、母子健康手帳や必要な受診券などを発行します。また、安心な出産や充実した子育ての準備に向けてのプランと一緒に作成します。	大洲市に住民登録のある妊婦	・大洲市保健センター (大洲市子育て世代包括支援センター のびのび) 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話：0893-23-0310
妊婦・乳児一般健康診査	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調に経過しているかどうかを確認するための健康診査です。母子健康手帳交付時に、費用の一部が助成される受診券を発行します。		・長浜保健センター 〒799-3401 大洲市長浜甲576番地 電話：0893-52-3055
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行します。妊娠中に1回、無料で歯科健診を受けることができます。		・肱川保健センター (肱川河辺地域) 〒797-1504 大洲市肱川町 山鳥坂72番地1 電話：0893-34-2340
妊婦訪問指導	妊娠中に保健師等が訪問し、妊娠や出産についての相談を行います。ご希望の方は、保健センターまでお問い合わせください。		
こんにちは赤ちゃんクラブ	同じ時期に出産される妊婦さんを対象に交流会や沐浴等の体験を行います。妊婦さん同士の交流の場にもなっていますので、ぜひご参加ください。	大洲市在住の妊婦とその家族	大洲市保健センター 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話：0893-23-0310
マタニティクッキング	妊婦さんを対象に、栄養士による調理実習や食生活についての話をします。同じ時期に出産される妊婦の方と話をしながら妊娠中の栄養について楽しく学ぶことができます。	大洲市在住の妊婦	

■お問い合わせ先

大洲市役所子育て支援課 〒795-8601大洲市大洲690番地の1
電話/FAX：0893-24-0961（子育て支援係）

○月齢別の保健サービス

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
新生児聴覚検査	すべての新生児に対し、聴覚検査費用の一部を助成します。	新生児	大洲市保健センター (大洲市子育て世代包括支援センターのびのび) 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話:0893-23-0310
産婦健康診査	母体の回復を願って、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査です。母子手帳交付時に、受診券を発行します。	・産後2週間前後の産婦 ・産後1か月前後の産婦	
乳児一般健康診査	乳児に対しての健康の保持、増進のため受診券を2回発行します。	1回目： 生後3か月～7か月 2回目： 生後9か月～11か月	
産後ケア事業 (宿泊型・日帰り型)	出産後のお母さんが安心して子育てをスタートできるように、宿泊型や日帰り型のサービス利用を通じて、お母さんの心身のケアや育児に関する支援を行います。利用したい場合は事前に申請が必要です。 ・お母さんのからだのケア ・お母さんのこころのケア ・赤ちゃんのからだのケア ・育児に関する相談・指導 ・食事の提供	出産後1年を経過していないお母さんと赤ちゃんで、産後、心身に不調または育児不安がある方。 ※母子ともに医療が必要でない方。	
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月以内の赤ちゃんがいるご家庭に、保健師や助産師等が訪問します。	生後4か月以内	
ママほっと広場	ママ同士の交流会です。	・初めて子育てをしている生後2～3か月の赤ちゃんがいるママ ・参加希望のママ等	



名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
子育て応援広場	乳幼児とママとそのご家族や地域の方々との交流や子育て相談を実施します。 ・初めましてタイム ・地域の方々やご家族同士の交流タイム ・子育て相談など	乳幼児のママやご家族	大洲市保健センター	大洲市保健センター (大洲市子育て世代包括支援センターのびのび) 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話: 0893-23-0310
モグモグ教室(離乳食講習会)	離乳食の進め方やアドバイス、簡単な調理実習を行います。 ・食生活の話 ・離乳食の調理実習	主に、4か月健診対象の子どもとその保護者		
4か月児健康診査	内科健診、育児相談、歯科相談、身体計測、離乳食の話をを行います。	生後3～4か月		
10か月児健康診査	身体計測、育児相談、集団指導(親子遊び、栄養・歯の話)、ブックスタート(絵本のプレゼント)、ウッズスタート(長木保育下駄のプレゼント)を行います。	生後9～10か月		
1歳6か月児健康診査	身体計測、内科健診、歯科健診、育児・栄養相談、歯科相談を行います。	1歳6か月～2歳未満		
3歳児健康診査	市内計測、SVS(屈折検査)、内科検診、歯科健診、育児・栄養相談、歯科相談、支援ファイルの配布(持たれていない方)を行います。	3歳～4歳未満		



●相談できる場

○育児の相談



名称	内容	実施時間	場所
妊産婦相談	妊娠中の生活や食事、産後の健康についての相談を行います。 偶数月に1回開催します。	9:30～11:00 (予約制)	大洲市保健センター (大洲市子育て世代 包括支援センター のびのび) 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階
おっぱい相談	出産後の乳房のトラブルや不安、卒乳のタイミング、母乳の与え方についての相談を行います。		
エンゼル相談 (育児相談)	子育てに関する不安や困ったことがあるときなどの相談を行います。	9:30～10:30	菅田公民館
		10:00～11:00	南久米公民館
			平野公民館
			新谷公民館
		9:30～10:00	肱川保健センター
		9:30～11:00	大洲地域子育て支援センター(大洲児童館)
		9:30～11:30	喜多地域子育て支援センター(喜多児童館)
			徳森地域子育て支援センター(徳森児童センター)
10:00～11:00	大和地域子育て支援センター又は長浜保健センター		
発達相談 (個別相談)	お子さんとの関わり方やお子さん同士の遊ばせ方、育て方等について心理相談員が相談を行います。	予約制	大洲市保健センター 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話： 0893-23-0310
チューリップ相談	心身の発育・発達に不安のあるお子さんとお母さんの集いの場です。保育士等による楽しい親子遊びに参加しながら、お子さんの興味関心や得意なことを広げ、関わり方をみつけましょう。	月2回程度 (申込必要)	



○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

……主に0歳から就学前までのお子さんと保護者が、楽しく遊んだり、情報交換したり、自由に利用できる場所です。大洲市には4か所の子育て支援センターがあります。

保育士資格をもった専任の職員がおり、子育てについての相談を受け付けています。遊びに来られた時に職員に声をかけていただくほか、電話での相談もできます。

名称	場所	時間	連絡先
大洲地域子育て支援センター	〒795-0012 大洲市大洲830-1 大洲児童館に併設	9:00～17:00	0893-24-2285
喜多地域子育て支援センター	〒795-0052 大洲市若宮625-4 喜多児童館に併設	9:00～17:00	0893-24-2722
徳森地域子育て支援センター	〒795-0061 大洲市徳森1809-1 徳森児童館に併設	9:00～17:00	0893-25-4735
大和地域子育て支援センター	〒799-3441 大洲市長浜町下須戒8-2 大和保育所に併設	9:00～12:00、 13:00～17:00	0893-59-3773

■お問い合わせ先

大洲市役所子育て支援課 〒795-8601大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-5718（子育て支援係）

FAX：0893-24-0961

○家庭児童相談

……子育て、子どもの成長・発達、家庭、親子関係などの悩みについては、家庭相談員が電話相談や来訪相談に応じています。

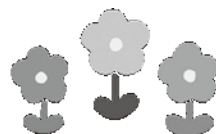
また、児童虐待への対応、不登校や非行の問題などについては、児童相談所など関係機関と連携して、対応しております。

個人や家族の秘密は、固く守られますのでひとりで悩まないで安心してご相談ください。

■実施日時：月曜日～金曜日 8:30～17:15

■相談・連絡先：子育て支援課 子ども相談係（家庭相談員）

電話：0893-24-5718



○おおずファミリー・サポート・センター

……おおずファミリー・サポート・センターとは、「育児の援助をしてほしい人（利用会員）」と「育児の援助を行いたい人（サポート会員）」が会員となって子育てを助け合う活動です。

援助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園等の保育開始前や保育終了後の子ども預かり。 ・ 保育施設までの送迎。 ・ 学校放課後や放課後児童クラブへの送迎とその前後の預かり。 ・ 日曜日・祝日など学校が休日の場合の預かり。 ・ 保護者が就職活動をする際の子どもの預かり。 ・ 保護者が病気、通院の際の子どもの預かり。 ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物等で外出する際の子どもの預かり。 <p style="text-align: right;">※その他、どんなことでもご相談ください。</p>		
援助の場所	・「サポート会員」の自宅 ※会員同士の合意がある場合は、大洲市内に限り公園・児童館・利用会員宅などで援助活動することも可能です。		
利用時間	・ 午前6時から午後9時		
1時間あたりの 利用料金(報酬)	平日（月～金曜日）	午前7時～午後7時	600円／1時間
		上記以外の時間	700円／1時間
	土・日・祝日・年末年始	終日	700円／1時間

※最初の1時間は、それに満たない時間でも1時間料金となります。

※前日の午後5時以降の利用取り消しはキャンセル料が発生します。

詳細は、<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kosodatehien/0723.html>



■お問い合わせ先

大洲市役所 子育て支援課内「おおずファミリー・サポート・センター」

電話/FAX：0893-57-9996（センター直通）

●参考リンク集

愛媛子育て応援サイト きらきらナビ <http://www.ehime-kirakira.com>



○大洲子育てサポート“そよ風”

……大洲市教育委員会の家庭教育支援事業（学校・家庭・地域連携推進事業）として、活動しているチームです。「子どもの健やかな成長を願い、保護者に寄り添う支援をめぐして」子育てや子どもに関する悩みや心配ごとについて、相談や支援活動をしています。

パンフレットPDF：

<https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/34248.pdf>



■個別相談

……子育てや子どもに関する悩みや心配ごとについて、相談や支援を行っています。「学校に行きたがらない」「発達が心配」「子どもに手を出してしまう」「いじめられているのかも」など、どんなささいなことでも大丈夫です。ひとりで悩まないで、まずは、お気軽にお電話ください。

相談日	毎週 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日
時間	午前9時から午後4時まで
連絡先	電話FAXともに直通 (0893) 24-4580
場所	大洲市アフタースクールおおず内 (大洲市大洲715番地/旧大洲幼稚園)
駐車場	あり
相談員	元保育士、元教員、臨床発達心理士、スクールカウンセラー、公認心理師など専門性の高いスタッフが対応します。

■子育て広場(学習会)及び講座

……地域の児童館や子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校等を訪問して、子育てに関する学習会(子育て広場)や講座を行っています。体験型の楽しく参加できるプログラムです。子育てについての学びや、あたらしい子育て仲間ができるかもしれません。開催日などの情報は、各開催場所の「月行事予定」や「たより」を参考にしてください。

■問い合わせ先

大洲市教育委員会 生涯学習課 青少年育成係

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-1735 FAX：0893-23-5760





③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月(一律) ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月(一律) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の生計中心者で、大洲市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 ・児童の入所施設の設置者、里親 <p>児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ）</p> <p>※所得制限あり</p>	<p>大洲市役所 子育て支援課</p> <p>〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1</p> <p>電話： 0893-24-5718 (課直通)</p> <p>FAX： 0893-24-0961</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した児童 ・父（または母）が死亡した児童 ・父（または母）が重度の障がいにある児童 ・父（または母）が生死が明らかでない児童 ・父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など <p>※所得制限あり</p>	<p>大洲市役所 子育て支援課</p> <p>〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1</p> <p>電話/FAX： 0893-24-5718 (子ども相談係)</p>
	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度（1級障がい） 53,700円/月 ・中度（2級障がい） 35,760円/月 <p>※令和5年4月改定</p>	<p>①児童が施設に入所していないこと</p> <p>②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと</p> <p>③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p>	<p>大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係</p> <p>〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1</p> <p>電話： 0893-24-1758</p> <p>FAX： 0893-24-0961</p>

	手当	内容	対象	窓口
手 当	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の障 がいがあり、日常生活において 常時特別の介護を必要とする 20歳未満の方に支給される 手当です。 15,220円/月 ※令和5年4月改定	20歳未満で、常時介護 が必要であり、身体障 がい(1級と2級の一部) や知的障がい(IQ20以 下程度)のある児童で、 以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶 養義務者の所得が一定 の額以下であること ②施設に入所していな いこと ③障害年金などの障が いを支給条件とする公 的給付を受けていない こと	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精神ま たは身体に著しく重度の障が いがあり、日常生活において 常時特別の介護を必要とする 在宅の20歳以上の方に支給 される手当です。 27,980円/月 ※令和5年4月改定	20歳以上で、日常生活 で常時特別の介護が必要 であり、障害年金の 1級程度の障がい重複 しているなど、著し く重度障がいの状態 にある方で、以下の条件 である方 ①受給者・配偶者・扶 養義務者の所得が一定 の額以下であること ②施設に入所していな いこと ③3か月以上連続して 入院していないこと	
年 金	障害基礎年金	病気やけがによって生活や仕 事などが制限されるようにな った場合に、現役世代の方も 含めて受け取ることができる 年金です。 令和5年度 ・1級 993,750円/年 + 子の加算 ・2級 795,000円/年 + 子の加算 ※68歳以上の場合は額が 異なります。	●20歳前の障がいの 場合 20歳前に病気やけがで 障がい者となった場合、 20歳以降に受けるこ とができます。 ●20歳以降の障がいの 場合 20歳～59歳の間の国 民年金に加入中、また は60歳～64歳の間に、 病気やけがで障がい者 になった場合に受ける ことができます。(一 定の保険料納付が必要)	大洲市役所 市民課 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1713 (年金係)

	手当	内容	対象	窓口
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児（者）の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①大洲市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961

④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	0歳から高校生世代（18歳になって最初の3月31日）までの保険適用の医療費が対象となります。各医療保険の一部負担金について、市が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	大洲市役所 市民課 高齢者医療係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1713
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯（ただし、子どもが引き続き学校教育法第1条に該当する学校に通う学生の場合は、20歳以上でも可） ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	

助成・給付	内容	対象	窓口
未熟児養育医療制度	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が大洲市内に居住するもの）	大洲市保健センター 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 総合福祉センター2階 電話：0893-23-0310
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	八幡浜保健所健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3番37号 電話：0894-22-4111 (代表) FAX：0894-22-0631 E-mail：yaw-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp
難病の医療費助成	難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②大洲市内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する人です。 ・身体障害者手帳1級または2級を持つ人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級（中度）と身体障害者手帳を持つ人	大洲市役所市民課高齢者医療係 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 電話：0893-24-1713

助成・給付	内容	対象	窓口
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいをおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③大洲市に住民登録があること ※所得制限等の要件あり	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり。	

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
補装具の交付・修理	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961

給付	内容	対象	窓口
障害者日常生活用具給付事業	障がい者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	<p>原則、在宅で生活する以下の人が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 <p>医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。</p> <p>ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。</p> <p>また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。</p>	<p>大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係</p> <p>〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話：0893-24-1758 FAX：0893-24-0961</p>



⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしやく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ほうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○大洲市ホームページ「障害福祉サービスを利用するには」

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/syakaifukushi/0532.html>



○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	福祉総合支援 センター 児童支援グループ 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	福祉総合支援センター 児童支援グループ 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

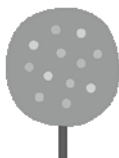
* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて も高い人に、居宅介 護等複数のサービス を包括的に行います。	障害支援区分6であって、 次のいずれかに該当する 方 ①四肢全てに麻痺等 があり、寝たきり状態の 筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調 査項目のうち行動関連項 目の点数が、合計10点以 上である方 ※障がい児も、区分6に相 当する心身の状態の方は 利用できる場合があります。	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が 病気などの場合に、 短期間、夜間も含め 施設等で、入浴・排 せつ・食事の介護等 を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要 件あり) ※障がい児も利用で きる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神 障がいにより自己判 断能力が制限されて いる人が行動するど きに、危険を回避す るために必要な支援 等を行います。	障害支援区分3以上で、行 動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる 場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、 移動に著しい困難を 有する人に対し、移 動に必要な情報の提 供、移動の援護等の 外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件 あり ※障がい児も利用できる 場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-1758 FAX： 0893-24-0961
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴サービス事業	在宅や通所での入浴が困難な重度の障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、入浴支援を行います。	①身体障害者手帳の1級または2級の障がいに該当するもの ②訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	大洲市に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会 総務係 〒795-0064 大洲市東大洲270-1 電話： 0893-23-0313 FAX： 0893-23-0295 http://www.ozu-shakyo.jp/kakusyushikin.html
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の高齢者の属する世帯等	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。
https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について

○保育所等の利用について

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kosodateshien/0589.html>



……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓 口
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし
			新制度に移行している幼稚園	1号認定
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	大洲市役所 子育て支援課 子育て支援係 〒795-8601 大洲市大洲 690番地の1 電話： 0893-24-0961 FAX： 0893-24-5718
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)	
		0～2歳	3号認定	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
地域型保育事業		0～2歳	3号認定	
企業型保育事業、認証保育所、地域保育所		0～2歳	認定なし	
子育て支援拠点事業		なし	0～5歳	認定なし



●一時預かり事業

……就学前の保育所・認定こども園・幼稚園等に在籍していないお子さんを、一時的に園が預かる支援サービスです。大洲市に住民票がある方が利用できます。利用する場合は、実施施設にお申し込みください。なお、通常の保育料以外に一時預かり事業利用料が必要です。

◆一般型：利用定員の外で専用の一時預かりの保育室の設置及び保育士等配置を行い、一時預かりを実施します。

保育所名	電話	利用時間	利用料金（日額）
大洲乳児保育所	0893-24-4418	7：30～18：30 (月～土曜日)	1,500円

◆余裕活用型：利用児童が定員に満たない保育施設が、空き定員分のスペース保育士によって一時預かりを実施します。

保育所名	電話	利用時間	利用料金（日額）
愛媛帝京幼稚園	0893-25-0602	8：30～16：30 （月～土曜日）	1,500円 *利用時間外は1時間当たり 250円の追加料金
悠園	0893-25-3936	8：30～16：30 （月～土曜日）	1,500円 *昼食代別245円

※詳細については、各保育所及び子育て支援課にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

大洲市役所子育て支援課

〒795-8601大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-5718 FAX：0893-24-0961（子育て支援係）

●病児保育事業について

……病気のために集団保育ができない児童を、仕事などにより保護者が保育できない場合に一時的にお預かりする保育サービスで、大洲市では平成28年6月1日から開始しています。利用には、必ず事前登録申請書の提出が必要です。
（提出先：子育て支援課 様式はHPよりダウンロードできます）

実施場所	おおくほこどもクリニック（病児保育室 くれよん） 大洲市徳森2264-8 電話：0893-57-9377 ※送迎対応あり。
対象児童	次の事項すべてに該当する家庭の児童。 ・市内に住所がある、0歳児から小学校6年生までの児童。 ・病気の回復期ではないが当面症状の急変が認められない児童または病気の回復期で入院の必要はないが、安静の必要がある児童。 ・保護者の就労、疾病、事故、出産、家族の介護または看護などの事情により、家庭での保育が困難な児童
期 間	月曜日から土曜日（祝日・年末年始及び実施施設が定めた休日を除く）で1回の利用につき7日以内。
定 員	病児2名、病後児2名
利用時間	平日（月～金）8：00～18：00 土曜日8：00～12：30 ※木曜日午後からの利用はできません。午前中からの利用の方は午後も利用可能です。 ※日曜、祝日、年末年始は休み
利用料	一人一日につき、2,000円（5時間未満の利用は1,250円・免除措置あり） 送迎に係る移動経費（タクシー料金）の利用負担はありません。 （診療費のほか、病児保育室の利用料金、おむつ等の諸経費はかかります）
利用の流れ	利用を希望される人は、事前に利用登録をおこない、利用に際しては「利用申請書」及びかかりつけ医師による「医師連絡票」を提出してもらう必要があります。

お問合せ

大洲市役所子育て支援課
〒795-8601大洲市大洲690番地の1
電話：0893-24-5718 FAX：0893-24-0961（子育て支援係）

病児保育のご案内（PDF）

<https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/34541.pdf>



⑦ 就学について

○大洲市教育委員会 こども発達支援室

……発達が気になる子どもや障がいのある子ども、その保護者等への就学についての相談や支援を行います。また、必要に応じて適切な機関やサービスにつなぎます。

対 象	大洲市にお住まいの心身の発達に不安のある子どもとご家族及びそれに関わる関係者の方
時 間	8時30分～16時30分 月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）
場 所	大洲市総合福祉センター 3階 〒795-0064 大洲市東大洲270-1

■大洲市教育相談(年2回：8月・12月)、通級指導教室の教育相談（2月）

就学や進学、入退級、支援員配置等に関する相談を行います。

■問い合わせ先

大洲市教育委員会 こども発達支援室(電話：0893-57-9919)

○就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月頃を実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

■問い合わせ先

大洲市教育委員会 教育総務課 学校教育係

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-1733 FAX：0893-23-5484



●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者（身体虚弱者を含む）

●特別支援学級または通級指導教室を設置している大洲市内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
大洲小学校	大洲市大洲711番地	0893-24-2532	○	○
喜多小学校	大洲市若宮332番地	0893-24-4565	○	○
平小学校	大洲市徳森2600番地	0893-25-3558	○	—
久米小学校	大洲市阿蔵甲636番地	0893-24-2312	○	—
平野小学校	大洲市平野町平地47番地	0893-24-2326	○	—
菅田小学校	大洲市菅田町菅田甲703番地	0893-25-2909	○	—
新谷小学校	大洲市新谷町甲190番地の2	0893-25-0803	○	—

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
三善小学校	大洲市春賀甲1888番地	0893-26-0047	—	—
粟津小学校	大洲市八多喜町甲1101番地	0893-26-0140	○	—
長浜小学校	大洲市長浜甲190番地	0893-52-0073	○	—
肱川小学校	大洲市肱川町山鳥坂527番地1	0893-34-2160	○	—
河辺小学校	大洲市河辺町植松674番地	0893-39-2016	—	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱があります。

※2 通級指導教室は、「ことばの教室」「まなびの教室」があります。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している大洲市内中学校 ※年度によって 変更あり

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
大洲南中学校	大洲市大洲1005番地	0893-24-2211	○	—
大洲北中学校	大洲市東大洲69番地第1	0893-24-2227	○	○
平野中学校	大洲市平野町野田50番地	0893-24-3309	—	—
肱東中学校	大洲市菅田町菅田甲1790番地	0893-25-2910	○	—
新谷中学校	大洲市新谷甲260番地1	0893-25-0056	○	—
大洲東中学校	大洲市八多喜町甲1225番地	0893-26-0046	○	○
長浜中学校	大洲市長浜甲1番地	0893-52-0303	○	—
肱川中学校	大洲市肱川町山鳥坂282番地	0893-34-2003	○	—
河辺中学校	大洲市河辺町植松674番地	0893-39-2524	休校中	休校中

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がいがあります。

※2 通級指導教室は、「まなびの教室」です。

***愛媛県内の特別支援学校については、P239参照**